電気鉛								
電気亜鉛（精留亜鉛を含む。）								
蒸留亜鉛								
高純度多結晶シリコンシリコンウエハ	全部	非鉄金属製品月報（高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
アルミニウム地金 精製アルミニウム地金 アルミニウム合金地金 アルミニウム二次地金 アルミニウム二次合金地金	全部	アルミニウム月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
非鉄金属加工製品								
伸銅製品	全部	非鉄金属製品月報（伸銅製品）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
はんだ銅合金塊	全部	非鉄金属製品月報（高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）	二部	翌月十日	経済産業局長			
アルミニウム粉	全部	アルミニウム月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
アルミニウム圧延製品	全部	非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延製品）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
電線・ケーブル	従事者三十名以上のもの	非鉄金属製品月報（電線・ケーブル）、光ファイバ製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
銅裸線 銅線（完成品） アルミニウム線								
光ファイバ製品	全部							
通信用ケーブル光ファイバ心線								

附　則

1　この省令は平成二十三年一月一日から施行する。

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。

告　示

○経済産業省告示第二百七十四号

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）第七条第二項の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百三十九号（生産動態調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十二日

経済産業大臣　大畠　章宏